研究ノート

刑事司法と福祉の連携に関する調査研究（スウェーデン）報告

斎藤司　土井政和　井上宜裕　甘利航司
金澤真理　森久智江　丸山泰弘　大貝葵
刑事立法研究会社会内処遇班

はしがき

1　本稿は、科学研究費補助金により、2012年9月10日から14日までスウェーデンの刑事施設及び機関・団体等の調査を行った報告書である。この科研費の研究題目は、「刑事司法制度における再犯防止概念の再検討と福祉的ダイバージョンの研究」（基盤研究（B）、平成23年～平成25年度、研究代表・土井政和）である。本研究の目的は、再犯防止概念の刑事司法上の意義を理論的に再検討し、犯罪や非行を行った者に対する社会的（福祉的）援助の観点から、ダイバージョンのあり方について具体的提言を行おうとするものである。

2　刑事司法手続において、再犯可能性や再犯防止が微罪処分、起訴猶予、執行猶予、仮釈放、更生保護などの各段階で考慮されることが多い。そこでは、犯罪歴、個人的資質、環境的要因等が総合的に考慮される。最近では、本来の刑事手続から離脱させる条件として、保護観察、社会奉仕命令さらには電子監視を付す提案もある。また、更生保護法にみられるように、保護観察における遵守事項の規範化、具体化によって監視的傾向を強化し、再犯防止を実現しようとする方向が推進されつつある。他方で、刑事施設被収容者の中で、高齢者、知的障害者など社会内での福祉的措置（セーフティネット）が十分に機能していなかったがために犯罪へと陥らざるを得

なかった者が増加し、刑務所があたかも「福祉の最後の砦」であるかの観を呈してきているとの指摘もなされている。そこで、刑事処分に頼るのではなく、社会内で福祉的支援を行うことによって更生を促し、ひいては再犯防止を達成すべきだとの主張も、研究者のみならず弁護士や福祉関係者ら実務家によって行われるようになっている。たとえば、長崎県の社会福祉法人南高愛隣会は、知的障害者の再犯を防ぐため、福祉施設への入所を条件に、裁判所に執行猶予付き判決を求める取り組みを行っている。また、地域生活定着支援センターの活動が進む中で、刑事施設出所者に対する社会復帰援助の活動（出口支援）のみならず、捜査段階や公判段階において弁護士や刑事司法関係機関等から、被疑者・被告人に対する支援（入口支援）の依頼も行われるようになり、さらに今日では、更生プログラムに豊富な経験を持つ福祉団体の刑事司法への積極的関与が生まれてきている。

このような最近の動向の中で、再犯防止のための監視強化（社会防衛）の方向と社会的（福祉的）援助による更生促進（本人支援）の方向が、とりわけ起訴猶予、執行猶予、仮釈放を含む広義のダイバージョンや更生保護の領域で顕著な対抗軸となりつつある。

われわれは、これまでにも科学研究費の支援を受けて、監視と援助の対立という分析視角から研究を行ってきた。とりわけ、平成17年～平成19年「更生保護法制転換期における社会内処遇の発展方向に関する総合的研究－『犯罪行為者社会復帰法（仮称）』の策定に向けて」（基盤研究B、研究代表者・土井）、平成20年～平成22年「過剰収容時代における非拘禁的措置としての社会奉仕命令及び電子監視に関する比較研究」（基盤研究B、研究代表者・土井）がそれである。後者は、上述の対抗軸でいえば、監視強化による再犯防止方策についての批判的研究である。これに対し、今回の研究は、社会的（福祉的）援助によって結果的に再犯防止の効果を実現しようとする方策に力点を置くものである。従来、軽微事犯者や薬物依存者などに対して個別に論じられ、また実施されてきた、刑事司法における

ダイバージョンのための諸措置を主たる対象として、監視と援助という分析視角から、福祉的な方策が刑事司法制度の枠組みにどのような変容をもたらすのか、あるいは逆に、福祉と刑事司法との連携が福祉の基本的な枠組みをどのように変容させるのかを検討し、ダイバージョンの具体的なあり方を提示しようとするものである。

本研究は理論的研究、実証的研究、比較法的研究からなる。比較法的研究としては、諸外国において、刑事司法手続の中でどのような非拘禁的措置やダイバージョン制度が採用され、運用されているか、とりわけ、それらと福祉との接合はどのように行われているのか、その際、福祉機関や民間援助団体等はどのような関わり方をしているのかについて調査することにした。本稿は、スウェーデンで行った調査についての報告である。ただ、警察、検察、裁判所、弁護士会等についての調査は日程の関係で今回は対象とすることができなかった。今後の課題としたい。

3　調査日程及び調査メンバーについて記しておこう。

①調査日程（2012年）は次の通りである。（各調査先のWEBページ（2013年10月1日現在）を付記しておく）

9月10日（月）　KRIS (Stockholm)　http://kris.a.se/
　　Basta (Nykvarn)　http://www.basta.se/
9月11日（火）　KRAMI (Uppsala)　http://www.kramimoa.se/
9月12日（水）　Hall 刑務所（Halldalen）
　　クリミナルボーデン・矯正保護庁（Stockholm）http://www.kriminalvården.se/
9月13日（木）　Kolmåden 刑務所（Kolmåden）
9月14日（金）　サムハル社（Stockholm）http://www.samhall.se/
　　クリミナルボーデン・保護観察所（Stockholm）

なお、本稿では報告の掲載順は調査日程通りではないことをお断りしておく。

②調査メンバーは次のとおりである。(肩書きは、調査時のもの)

土井政和　(九州大学大学院法学研究院教授)

佐々木光明(神戸学院大学法学部教授)

金澤真理　(大阪市立大学大学院法学研究科教授)

井上宜裕　(九州大学大学院法学研究院准教授)

森久智江　(立命館大学法学部准教授)

甘利航司　(國學院大学法学部准教授)

上田光明　(九州大学キャリアサポートセンター准教授)

丸山泰弘　(立正大学法学部特任講師)

大貝葵　(大阪市立大学大学院法学研究科研究生)

野尻仁将　(一橋大学大学院後期博士課程)

通訳：David Harnesk (Lund大学大学院生)

4　本調査においては、訪問機関・団体等との連絡、折衝、調整並びに随行、全てにわたって吉野智氏(スウェーデン日本大使館一等書記官)に大変お世話になった。吉野氏のご協力、ご支援がなければ、短期間に、このように効率よく有意義な調査を行うことは不可能であっただろう。調査メンバー全員を代表して心からお礼を申し上げたい。また、通訳を務めていただいたDavid君は、日本での留学体験(立命館大学)もあり、母国語であるスウェーデン語、英語、日本語に堪能で、微妙なニュアンスの違いまで伝えていただいた。そのおかげで、どの機関・団体を訪問しても、フランクで、スムーズなコミュニケーションをはかることができた。この場を借りて心から感謝したい。さらに、今回の調査においてご協力いただいた関係機関・団体の皆さんにも、われわれの遠慮ない質問に対し、にこやかで丁寧なご説明を下さり、また、心温まる歓待をして下さったことに対して心から御礼を申し上げたい。